

こ 支 性 第 123 号
令和 8 年 9 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関する情報処理安全確保支援士への相談支援について
(周知依頼)

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

本年 1 月には制度の詳細な全体像をお示しするため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しました。以降、ガイドラインの内容に沿って、各種研修資料やわかりやすい解説動画、QA、義務事業者用準備ガイド等の資料を作成し、事業者・従事者を始め、制度の対象となる者において必要な準備が進むよう周知等を進めてきたところです。

法に基づき、対象事業者は犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）を実施する必要があります。特に、義務対象事業者については法の施行までに、認定対象事業者については認定の申請までに、情報管理規程を定めることが必要です。情報管理規程には、基本的事項とともに、組織的情報管理措置、人的情報管理措置、物理的情報管理措置、技術的情報管理措置の内容を記載する必要があります。（別添 1 及びこども性暴力防止法施行ガイドライン「Ⅷ. 情報管理措置」参照。）

今般、下記及び別添 2 の通り、民間の中小規模の事業者が、適切な情報管理措置を実施することができるよう、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士（※）を紹介するための窓口を設置しましたのでお知らせします。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該窓口について、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

(※)「情報処理安全確保支援士」とは、サイバーセキュリティ対策を推進する人材の国家資格です。

・情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）について

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/index.html>

記

1. 窓口について

法の対象事業者は、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）を実施する必要があります。

本窓口は、情報管理に十分な知見のない民間の中小規模の事業者であっても、適切な情報管理措置を実施することができるよう、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士を紹介するための窓口です。あわせて、紹介を受けた情報処理安全確保支援士に1事業者あたり最大1時間分無料で相談できるよう費用を支援します。

2. 本窓口の対象

本窓口の対象となる相談者及び相談内容は次の（１）・（２）の通りです。

（１） 対象となる事業者

本窓口は、次の①又は②に該当する事業者を対象としています。

① 次のアからウまでの全てに該当する学校設置者等（いわゆる「義務事業者」）

ア 法第2条第3項に規定する学校設置者等又は法第10条第1項に規定する施設等運営者であること

イ 民間の法人、個人事業主又は任意団体であること

ウ 中小規模の事業者であること（常時使用する従業員等の数が100人以下又はこれに準ずるもの）

※ なお、施設等運営者がある場合は、学校設置者等又は施設等運営者の少なくとも一方がイ及びウの要件を満たせば、本事業の対象となります。

② 次のアからウまでの全てに該当する民間教育保育等事業者（いわゆる「認定事業者」）

ア 法第2条第5項に規定する民間教育保育等事業者であって、法第19条第1項に規定する事業運営者であって、同項に規定する認定又は法第21条第1項に規定する共同認定を受ける見込みであること

イ 民間の法人、個人事業主又は任意団体であること

ウ 中小規模の事業者であること（常時使用する従業員等の数が100人以下又はこれに準じるもの）であること

※ なお、共同認定を受けている場合は、民間教育保育等事業者又は事業運営者の少なくとも一方がイ及びウの要件を満たせば、本事業の対象となります。

(2) 対象となる相談内容

本窓口は、①～⑤に該当する内容の相談を対象としています。

① 組織的情報管理措置の支援

- ・ 組織体制の考え方に関する支援
- ・ 自己点検実施方法に関する支援
- ・ 犯罪事実確認記録等の取扱記録の作成に関する支援 など

② 人的情報管理措置の支援

- ・ 研修実施時におけるこども家庭庁ホームページに掲載する情報管理措置に関する解説動画・資料の適切な活用に関する支援
- ・ 研修以外に実施する意識啓発に関する支援

③ 物理的情報管理措置の支援

- ・ 管理区域又は取扱区域の適切な管理に関する支援
- ・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等の盗難防止措置に関する支援
- ・ やむを得ず犯罪事実確認記録等が記載された電子媒体等を持ち運ぶ際の、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策に関する支援
- ・ 盗難、紛失時の情報漏えい防止対策に関する支援
- ・ 犯罪事実確認記録の廃棄・消去方法に関する支援

※ 情報漏えいや犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等を紛失した場合の緊急時においては、こども家庭庁のマニュアルに基づいて事業者が迅速に対応することが求められるため、このような緊急時の対応は本相談内容には含まれません。ただし、情報漏えいや犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等を紛失したことによる今後のセキュリティ強化等は、相談内容に含まれます。

④ 技術的情報管理措置の支援

- ・ 事業者保有の情報システム（以下「情報システム」という。）における多要素認証の設定支援
- ・ 情報システムへ犯罪事実確認記録等を保存する際の保存場所の分離等の設定に関する支援
- ・ 異動、退職者等発生時の情報システムへのアクセス権の解除に関する支援
- ・ 情報システムの OS、アプリケーションの管理に関する支援
- ・ 情報システムへのアンチウイルスソフトウェア等の実装及び管理に関する支援
- ・ 業務上不要なインターネット通信制限の設定に関する支援
- ・ 情報システムにおける通信経路や内容の暗号化等の設定に関する支援

- ・ 犯罪事実確認記録の保存のためにやむを得ずクラウドサービスを利用する際のセキュリティ設定に関する支援

⑤ その他

①～④のほか、情報管理措置全般に関する事項（基本原則など）や、その他支援等が必要な事項

※ 情報システムのアカウント ID やパスワードの設定等、適正な情報管理の観点から確認すべきでない内容は対象に含まれません。

※ 実際に漏えい等重大事案が発生した際の事後対応については対象に含まれません。こども家庭庁が示すガイドライン等に基づいて、迅速な対応を行う必要があります。

※ こまもろうシステムの利用に関する相談など、一般的な問合せは「こども性暴力防止法照会窓口」をご利用ください。

- ・ こども性暴力防止法照会窓口

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#inquiries>

3. 相談までの流れ

申し込みから相談までの流れは次の通りです。

- ① Web フォームにて相談シートを記入又は電話での申し込み
- ② 申込内容に基づき、事務局において最適な情報処理安全確保支援士を選定
- ③ 事務局より申し込みを行った事業者へオンライン相談の日時をご連絡
- ④ 情報処理安全確保支援士による相談実施

4. 相談方法・相談費用

情報処理安全確保支援士への相談は原則オンラインにより行います。

相談費用は最大1時間分まで無料です。相談時間が1時間を超えた場合は、本事業による支援の対象外となります。

5. 相談支援の申込

相談の申し込みにあたっては、こちらの Web フォームに必要事項を記入してください。

- ・ 相談申込受付フォーム

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSckarNHpIRSfKHh3ez5qGxMcik9XyZuWFe3UJPK7XvtCVFT2Q/viewform>

※ Web フォームを利用できない場合には、専用ダイヤル 03-6387-9553（受付時間：平日 9 時～17 時）にお電話ください。

以上



事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと



- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- ・ **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

情報管理規程

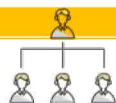
- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、3つのひな型がある。
 - ひな型①：責任者一人のみが、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項（情報管理措置の7つの基本原則）

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練 等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止 等



情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に2つの水準を設け、**可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない**

ア 標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ 最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）



民間中小規模
事業者向け

適切な 「情報管理措置」 ができるよう、 専門家を紹介するための 窓口を設置します

「犯罪事実確認書」の厳格な管理、 準備はできていますか？

令和8年12月25日施行のこども性暴力防止法により、こどもと接する従事者の機微な「犯歴情報」を取り扱う際、事業者には厳格な情報管理措置が義務付けられます。



ITの専門知識がない

何から始めればいいのか分からない



という中小規模事業者様をサポートするため、
国家資格を持つセキュリティのプロによる専門家相談窓口を開設しました。

情報処理安全確保支援士（登録セキスぺ）が、
1事業者あたり **最大1時間まで無料** で
あなたの組織に合わせた対策をアドバイスします！

対象となる事業者様（ご利用条件）

- ☑ こども性暴力防止法の対象となる事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）
- ☑ 民間の法人、個人事業主、または任意団体である
- ☑ 常時使用する従業員等が100名以下（またはそれに準ずる）の中小規模事業者である

※情報管理に十分な知見のない中小規模の事業者様であっても、適切に措置を実施できるよう、国が費用を負担して支援する事業です。

専門家に相談できる内容 とご利用の流れ

犯罪事実確認書
の管理について
こんなお悩みを解決します

組織的情報管理措置の支援

- ・ 組織体制の整備
- ・ 自己点検の実施方法
- ・ 漏えい事案発生時の報告連絡体制の整備 など

相談例

情報管理体制上の責任者・担当者の設定が適切か相談したい。

人的情報管理措置の支援

- ・ 従事者向け研修教材の適切な活用に関する支援
- ・ 定期的な意識啓発に関する支援 など

相談例

社内研修資料として作成した犯罪事実確認書の取扱いに関する Q&A の内容が適切かどうか確認したい。

物理的情報管理措置の支援

- ・ 管理区域・取扱区域の適切な管理
- ・ 取扱機器の盗難防止のためのルール策定
- ・ 取扱機器紛失時に備えた情報漏えい防止策 など

相談例

犯罪事実確認書を取り扱う区域内では、具体的にどのような措置を講じればよいですか。

技術的情報管理措置の支援

- ・ 取扱機器のアクセス制限の設定の適正性
- ・ アンチウイルスソフトの導入・管理 など

相談例

サイバー攻撃や不正アクセス防止のため、犯罪事実確認書を閲覧する機器にはどのような対策が必要ですか。

※漏えい発生時の緊急事後対応やパスワード設定代行等は対象外です。
※情報管理規程の作成を代行することはできません。

ご利用ステップ

STEP1

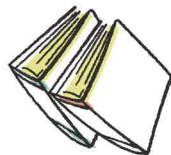
お申込み



Web フォームにて
相談シートをご記入
またはお電話にて
お申込み

STEP2

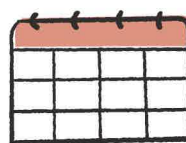
専門家 マッチング



事務局が最適な情報
処理安全確保支援士
を選定

STEP3

日程のご案内



事務局より
オンライン相談の
日時をご連絡

STEP4

相談実施



原則オンライン

1 事業者 /
上限 1 時間まで
直接アドバイス

こども家庭庁ウェブサイト内に、Web フォームを設置しています。
下記の URL よりお申し込みください。

(Web フォームからのお申込みが難しい場合には、お電話によるお申込みも可能です。)

Web 受付 (24 時間受付)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist>

電話受付 (平日 9:00 ~ 17:00)

03-6387-9553

※本事業はこども家庭庁の委託を受け、運営事務局が実施しています。

